



県 章

滋賀県公報

平成 23 年 (2011 年)
1 0 月 3 1 日
第 3 4 6 3 号
月 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次 (印は、県例規集に登載するもの)

告 示	
生活保護法による医療担当機関の指定 (健康福祉政策課)	1
生活保護法による医療担当機関の廃止の届出 (健康福祉政策課)	1
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (障害者自立支援課)	2
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の廃止の届出 (障害者自立支援課)	2
道路の供用開始 (道路課)	2
公 告	
草津市立クリーンセンター更新整備事業に係る環境影響評価実施計画書に対する知事の意見の公告 (環境政策課)	2
公共測量実施公告 (監理課)	4
人 事 委 員 会 告 示	
職員の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任の一部改正	4

告 示

滋賀県告示第475号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療担当機関として、次のものを指定した。

平成23年10月31日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

名 称	開設者氏名	所 在 地	指 定 年 月 日
ツタ薬局愛荘店	株式会社サン・アイビー	愛知郡愛荘町市916番地 4	平成23. 9 . 1

滋賀県告示第476号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定に基づき医療扶助のための医療担当機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

平成23年10月31日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

名 称	開設者氏名	所 在 地	廃 止 年 月 日
ツタ薬局愛荘店	別役未治	愛知郡愛荘町市916番地 4	平成23. 8 . 31

滋賀県告示第477号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第54条第 2 項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

平成23年10月31日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション湯ず	大津市稲津一丁目 7 - 26	訪問看護	-	平成23.10. 1
オレンジ薬局	野洲市市三宅2339 - 3	薬局	角 谷 廣 幸	平成23. 9 . 1

滋賀県告示第478号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。
平成23年10月31日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	オレンジ薬局	野洲市市三宅2339 - 3	薬局	角 谷 廣 幸	平成23. 9 . 1

滋賀県告示第479号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

平成23年10月31日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	廃止年月日
オレンジ薬局	野洲市市三宅2339 - 3	薬局	平成23. 8 . 31

滋賀県告示第480号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

平成23年10月31日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

更生医療機関および育成医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	廃止年月日
オレンジ薬局	野洲市市三宅2339 - 3	薬局	平成23. 8 . 31

滋賀県告示第481号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成23年10月31日から平成23年11月14日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月31日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
県道大津草津線	大津市丸の内57番17地先から 大津市丸の内57番17地先まで	平成23.11. 1 午前6時	L = 91.5m

公 告

草津市立クリーンセンター更新整備事業に係る環境影響評価実施計画書に対する知事の意見の公告

草津市長 橋川 渉から送付のあった草津市立クリーンセンター更新整備事業に係る環境影響評価実施計画書について、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第9条第1項の規定に基づき、事業者に対して環境の保全の見地からの意見を平成23年10月21日に述べたので、同条第6項の規定により公告する。

平成23年10月31日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

本事業に係る環境影響評価実施計画書に対する環境の保全の見地からの意見については、以下のとおりである。

(全般)

- 1 準備書作成にあたっては、事業計画、調査結果の概要、予測評価の結果等、全体の流れが把握しやすい構成とするとともに、適宜補足説明を追加する等、一般住民が理解しやすい内容となるよう、より一層の工夫をすること。

(事業計画)

- 2 準備書作成にあたっては、計画書記載の内容のほか、以下の事項についても考慮すること。

- (1) 本事業に使用する各施設の規模を設定した根拠を詳細に説明すること。
- (2) ごみ搬入車両の導線、施設の配置計画、導入する施設、工事車両の通行経路等、本事業の詳細を明確にすること。
- (3) 本事業には、既存の草津クリーンセンター（以下「既存センター」という。）内で引き続き使用される施設が含まれることから、新設、既設等の別を明示したり、既存センターと対比したりすることにより、施設計画の概要をわかりやすく明記すること。また、既存センターにおける排ガス検査結果等、現状の施設に関する環境管理に関する事項についても明記すること。
- (4) 既存センターの敷地および施設の一部を、本事業と一体のものとして使用する場合は、環境影響評価の対象とし、必要な現地調査および予測評価を追加すること。なお、一体のものとして使用しない場合においても、今後の利用方針について明記すること。
- (5) ごみ焼却施設の運転停止時、ごみピットから発生する臭気に係る対策について、導入する脱臭装置、運転管理方法等を含め、より効果の高いものとなるよう充分検討すること。
- (6) 工事中に発生する濁水の処理方法について、降雨時に掘削場所から発生する濁水のほか、粉じん対策で使用する散水、工事車両のタイヤ洗浄水等、発生要因を抽出し、要因ごとの対策を具体的に明示すること。
- (7) 本事業において使用する設備、施設等の管理方法のほか、油流出事故等の環境汚染事故が発生した場合の対応方法についても明らかにすること。なお、事業予定地付近における自然災害発生の可能性に関する情報を収集し、その結果に応じて、災害発生時の対応も対象とすること。
- (8) 発電設備を設置する場合、復水器から相当量の熱量が大気に放出されることから、周囲の植生等に影響を与えないよう排気の方法について検討を行うこと。

(対象事業実施区域およびその周囲の概況)

- 3 計画書第 4 章については、情報の収集に努め、内容の差し替えや追加により、最新の情報を記載すること。
- 4 計画書 p.71 の伝承文化に関わる祭りや行事について、草津市内のものだけでなく、事業予定地周辺の津市内および栗東市内ものについても確認すること。

(予測評価)

- 5 現在、事業地では既存センター内で施設が稼働し、周辺では別の事業場が存在していることから、現況との対比だけでなく、できる限り既存施設や別の事業場からの負荷分を差し引いた上での予測評価を行うこと。
- 6 各環境要素に係る予測評価について、必要十分な情報や資料に基づき実施すること。そのため、現況調査については、その調査の結果や状況の変化に応じて、調査手法の変更や補足調査の必要性等について留意しながら実施すること。特に、事業予定地の西側には、教育施設が存在していることに十分留意すること。

(大気)

- 7 事業予定地の南側には、イオロ山が存在する等、複雑な地形となっていることから、現況調査および予測の手法が、これらの影響を考慮したものかを検証し、必要に応じて内容を見直すこと。

(騒音)

- 8 騒音の予測評価について、環境基準等の公的な指標を下回る場合でも、できる限りその影響を低減すること。

(低周波音)

- 9 施設の稼働に伴う低周波音について、現時点で得られる知見に基づき予測評価すること。

(悪臭)

- 10 特定悪臭物質では、当該物質以外の臭気、複合臭等についての予測評価を適切に行えない場合があるため、臭気指数を中心に予測評価を行うこと。
- 11 施設からの悪臭に係る予測評価については、ごみ焼却施設の運転停止時に、ごみピット等から発生する臭気を考慮したものとする。

(水質)

- 12 事業予定地からの雨水排水が流入する草津川については、晴天時は水位がないことが想定されるため、河川の状況を充分把握した上で、現地調査を適切なものとする。また、降雨時は、濁りが見られるため、環境基準との整合を図る評価方法は、適当ではないことから見直すこと。

- 13 工事中の濁水の流出による予測評価については、水の濁りだけでなく、必要に応じて、化学的酸素要求量、全窒素および全リンに係る負荷量についても行うこと。
(土壌および地下水)
- 14 事業予定地内に設置されている井戸から、環境基準以下ながらトリクロロエチレンが検出されていることから、工事期間中は、当該井戸の水質の変化の有無を定期的に確認すること。
また、地下水面近くまでの掘削工事を行う場合は、当該物質に関連する物質についての土壌調査を実施すること。調査の実施に際して、地下水の存在が認められる場合は、地下水の流向および水質についても把握し、本事業による周辺地下水への影響についても予測評価すること。
- 15 ダイオキシン類については、非意図生成物として、ごみ焼却施設からの排出ガスにごく微量ながら含まれることから、事業予定地周辺における定期的な調査の必要性について検討すること。
(動物)
- 16 鳥類の調査方法に記載されている定点観察法による調査については、猛禽類の生息状況を把握するためのものとし、適切な調査地点および調査時期を設定し、実施すること。
(植物)
- 17 植物の調査について、計画書p.142の図 6 - 4 - 6 に記載された主要な調査範囲の植生が把握できるようルートを設定し、調査を実施すること。また、調査結果を植生図として取りまとめること。
(景観)
- 18 景観の調査地点について、近景および中景の可視域を確認した上で、住居の有無、地形等を充分考慮した上で、適切な場所を設定すること。また、必要に応じて遠景からの状況についても予測評価すること。
(文化財)
- 19 事業予定地周辺の遺跡は、水田であった場所から出土していることから、事業予定地の履歴を確認し、水田であった場所が含まれる場合は、試掘調査の必要性について検討すること。試掘調査により埋蔵文化財が確認された場合は、文化財を環境影響評価の対象とすること。
(伝承文化)
- 20 伝承文化に係る環境影響評価の要否について、現存する伝承文化に関わる祭りや行事だけでなく、事業予定地およびその周辺における土地の使用履歴についても考慮する必要があることから、これらの事項について、過去の地図や市史等の既存の資料を活用するほか、周辺への聞き取り等により確認を行うこと。また、その結果に応じて、伝承文化を環境影響評価の対象とすること。

公共測量実施公告

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、大津市長 目片 信から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成 23 年 10 月 31 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 作業の種類 公共測量 (道路台帳作成に係る基準点測量、平板測量)
- 2 作業の地域 大津市全域
- 3 作業の期間 平成 23 年 10 月 15 日から平成 24 年 2 月 29 日まで

人 事 委 員 会 告 示

滋賀県人事委員会告示第 3 号

平成 19 年滋賀県人事委員会告示第 2 号 (職員の任用に関する規則第 40 条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任) の一部を次のように改正し、平成 23 年 10 月 31 日から施行する。

平成 23 年 10 月 31 日

滋賀県人事委員会委員長 市 木 重 夫

第 2 項第 2 号中「限る」を「限り、サからナまでに掲げる職に係るものにあつては、地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 110 号) 第 6 条第 1 項第 1 号の規定により採用するものに限る」に、「コ 言語聴覚士の職」

- 「コ 言語聴覚士の職
- サ 児童指導員の職
- シ 保育士の職

を
ス 精神保健福祉士の職
セ 薬剤師の職
ソ 管理栄養士の職 』に改める。
タ 栄養士の職
チ 臨床検査技師の職
ツ 理学療法士の職
テ 作業療法士の職
ト 歯科衛生士の職
ナ 保健師の職

